

平成26年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成26年6月9日（月曜日）

議事日程第1号

平成26年6月9日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- | | |
|-------|---------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 追悼演説 |
| 日程第4 | 副議長選挙 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 所管事項調査について |
| 日程第7 | 行政改革について |
| 日程第8 | 議案第69号から同第74号まで |
| 日程第9 | 議案第75号及び同第76号 |
| 日程第10 | 議案第77号から同第79号まで |
| 日程第11 | 議案第80号、同第81号、同第83号及び同第84号 |
| 日程第12 | 議案第82号 |
| 日程第13 | 発議第1号 |
| 日程第14 | 請願第2号から同第5号まで |

+

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|---------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 追悼演説 |
| 日程第4 | 副議長選挙 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 所管事項調査について |
| 日程第7 | 行政改革について |
| 日程第8 | 議案第69号から同第74号まで |
| 日程第9 | 議案第75号及び同第76号 |
| 日程第10 | 議案第77号から同第79号まで |
| 日程第11 | 議案第80号、同第81号、同第83号及び同第84号 |
| 日程第12 | 議案第82号 |

日程第13 発議第1号

日程第14 請願第2号から同第5号まで

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番	笠原幸江君	2番	斉木勇君
3番	渡辺重雄君	4番	吉川慶一君
5番	樋口英一君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	伊藤文博君	10番	中村実君
11番	大滝豊君	12番	高澤公君
13番	田原実君	15番	吉岡静夫君
16番	新保峰孝君	17番	倉又稔君
18番	松尾徹郎君	19番	五十嵐健一郎君
20番	古畑浩一君		

〈欠席議員〉 0名

+

+

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	織田義夫君
総務部長	金子裕彦君	市民部長	吉岡正史君
産業部長	加藤政栄君	総務課長	田原秀夫君
企画財政課長	斉藤隆一君	能生事務所長	原郁夫君
青海事務所長	山岸寿代君	市民課長	岩崎良之君
環境生活課長	渡辺勇君	福祉事務所長	加藤美也子君
健康増進課長	山本将世君	交流観光課長	藤田年明君
商工農林水産課長	斉藤孝君	建設課長	串橋秀樹君
都市整備課長	金子晴彦君	会計管理者 会計課長兼務	横田靖彦君
ガス水道局長	小林忠君	消防長	大滝正史君
教育長	竹田正光君	教育次長 教育委員会こども課長兼務	伊奈晃君
教育委員会こども教育課長	渡辺寿敏君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	竹之内豊君

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務

佐々木 繁 雄 君

監査委員事務局長 池 田 正 吾 君

〈事務局出席職員〉

局	長	小 林 武 夫 君	次	長	猪 又 功 君
主	査	室 橋 淳 次 君	主	査	石 崎 健 一 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

おはようございます。

これより平成26年第2回糸魚川市議会定例会を開催いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

ここで会議に先立ち、5月26日、伊井澤一郎副議長がご逝去されました。謹んで哀悼の意をあらわし、黙祷を捧げたいと思います。

それでは皆さん、ご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（樋口英一君）

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（樋口英一君）

黙祷を終わります。お直りください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（樋口英一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、古川 昇議員、16番、新保峰孝議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（樋口英一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については去る6月2日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果につい

て委員長の報告を求めます。

倉又 稔議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番（倉又 稔君）

おはようございます。

去る6月2日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

本日招集されました平成26年第2回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて6件、条例の一部改正について3件、財産の取得について1件、市道の廃止及び認定についてそれぞれ1件、変更契約の締結について1件、補正予算3件の計16件であります。

協議の結果、このうち専決処分の承認を求めることについての6件につきましては、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくこととし、その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審査をいただくことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、追加議案についてであります。フォッサマグナミュージアムリニューアル業務委託に係る契約の締結について調整が整えば、一般質問最終日、17日に追加で提案予定ということですので、よろしくお願いをいたします。

また、本定例会の会期につきましては、本日6月9日から6月26日までの18日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元に配付の日程表をごらんください。

次に、伊井澤副議長のご逝去に伴い追悼演説を行い、弔意をあらわすこととし、あわせて副議長選挙を日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第2号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願書、請願第3号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書、請願第4号、「手話言語法」の制定を求める意見書の提出を求める請願書、請願第5号、労働者保護ルール見直し反対を求める意見書の採択を求める請願書が受理されております。

請願第2号及び第3号は、総務文教常任委員会に、請願第5号は、建設産業常任委員会に、請願第4号は、市民厚生常任委員会に付託の上審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、発議第1号、上信越高原国立公園の分離における名称の選定で、妙高、戸隠に雨飾を含めることを求める意見書の提出がされております。本日、委員会の付託を省略し、即決にてご審議をいただくことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてであります。総務文教、建設産業及び市民厚生の各常任委員長から、閉会中の所管事項調査についての報告をいたしたい旨、また、行政改革特別委員長から中間報告をいたしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議会運営については、防災服の着用基準と委員会集約の対応について協議がなされ、委員会集約に対する行政の回答のあり方については、集約の内容により対応が異なることから、さら

に取り扱いを調整することとしております。

また、議会運営委員会及び建設産業常任委員会の委員1名の欠員については、委員会条例の改正は行わず、今任期中、欠員のまま進めることで、委員会の意見の一致をみております。

また、議会改革については、9月定例会に向け、引き続き協議を進めることとしております。

次に、北信越市議会議長及び全国市議会議長の永年継続表彰の伝達、及び糸魚川市農業委員会委員の推薦については、最終日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．追悼演説

○議長（樋口英一君）

日程第3、追悼演説を行います。

去る5月26日、ご逝去されました故伊井澤一郎副議長のご遺徳をしのび、追悼のまことを捧げたいと思います。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

○20番（古畑浩一君）

去る5月26日に、脳幹出血により急逝されました故伊井澤一郎副議長を悼み、糸魚川市議会を代表して追悼演説をさせていただきます。

伊井澤一郎氏は5月25日、突如体調の不良を訴えられ、県立中央病院へ緊急搬送されたものの

手の施しようもなく、翌26日に永眠されました。日曜日であり、糸魚川総合病院への搬送ができず、もし休日診療ができていたならば助かったのではないかと思うと、緊急医療体制の拡充、医師確保という大きな命題を感じざるを得ません。

森羅万象、生きとし生けるもの、形あるものは滅する定めであったとしても、余りにも突然であり、余りにも早過ぎるご逝去に惜別の情を断ちがたく、今なお信じることができません。残されたご遺族の心中を察すれば言葉もございませんが、ただ、5月の連休には家族旅行、倒れられる前日にはお孫さんの運動会に興じ、家族と夕べのひとつときを過ごすなど、愛する家族に囲まれ幸せに包まれておられたことが唯一の救いであったと思われまます。

伊井澤一郎氏は平成11年、旧糸魚川市議会議員に初当選され、以来、旧市議会2期5年、合併後の新糸魚川市議会3期9年、計5期14年もの長きにわたって市議会議員を務められ、議会選出監査委員、第5代副議長などの要職を務められ、市政の発展と議会運営に寄与し、平成22年には、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会の10年勤続表彰を受けられるなど、その功績は、まことに大であります。

また、地元西海地区で発生した大規模地すべり災害や産業廃棄物不法投棄問題などへの対応、解決に当たり、地域住民の先頭に立ち、献身的にご尽力をされました。さらに林業振興、農業振興や、携帯電話不感地域解消などにも力を注がれ、多大なる貢献を果たしてこられました。

温和な人柄で義理人情に厚く、議会運営においても、地域の発展においても、かけがえのない人材であったことは、万人の認めるところであります。また、責任感の強い方で、体調不良で満足に立つこともままならない体でも、一般質問を椅子に座って行う、強い意思を持った政治家でもありました。

議会活動以外でも地元自治会の役員を歴任され、地域活性化の一環として海谷太鼓の創設にも尽力し、みずからも太鼓打ちとして参加、女性や子どもを中心とした若い人材の発掘にも成功し、今では飛躍的に技術も向上、海谷太鼓創立20周年の記念事業を成功されたばかりでありました。

6月21日に開催される太鼓フェスティバルを前に行われました結団式では、多くの太鼓衆が、そのご逝去を悼み、感謝を込めて黙祷を捧げ、涙しておりました。一旦は喪に服し活動自粛を決めた海谷太鼓でしたが、地域活性化の思いを込めた伊井澤氏の遺志に報いるためにもと、活動の再開を決めております。最後のお別れでも海谷太鼓の響きに送られました。あなたが愛情を注いだ海谷太鼓は、今後とも聞くものに勇気と感動を与え続けてくれることでしょう。

私と伊井澤氏との長いおつき合いの中で思い出は尽きませんが、平成11年、初当選の議員で結成され、長きにわたって友情を育まれた一三会のメンバーとともに、私の議長時代、美術館問題や合併論議など混乱する議会運営に当たり、支えていただいたご恩は生涯忘れ得ぬものであり、深く感謝をするものであります。

ここに糸魚川市議会一同、慎んで哀悼の意をあらわすとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

最後に、議会一丸となって、より市政の発展と市民の負託に応えていくことを故伊井澤一郎副議長にお誓い申し上げ、追悼の演説といたします。

さようなら。そして、ありがとうございました。

平成26年6月9日。糸魚川市議会一同、代表、古畑浩一。

どうも失礼いたしました。

○議長（樋口英一君）

大変ありがとうございました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

申しわけありませんが、このままの態勢で数分程度お待ち願いたいと思います。

〈午前10時18分 休憩〉

〈午前10時20分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．副議長選挙

○議長（樋口英一君）

日程第4、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（樋口英一君）

ただいまの出席議員数は19人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（樋口英一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（樋口英一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

+

1 番、笠原幸江議員、2 番、斉木 勇議員、3 番、渡辺重雄議員、4 番、吉川慶一議員、6 番、保坂 悟議員、7 番、田中立一議員、8 番、古川 昇議員、9 番、伊藤文博議員、10 番、中村実議員、11 番、大滝 豊議員、12 番、高澤 公議員、13 番、田原 実議員、15 番、吉岡静夫議員、16 番、新保峰孝議員、17 番、倉又 稔議員、18 番、松尾徹郎議員、19 番、五十嵐健一郎議員、20 番、古畑浩一議員。5 番、樋口英一議員。

〔投 票〕

○議長（樋口英一君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（樋口英一君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に、3 番、渡辺重雄議員、7 番、田中立一議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔3 番、渡辺重雄議員、7 番、田中立一議員 立ち会い〕

○議長（樋口英一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票18票、無効投票1票、うち白票1票。

有効投票中、大滝 豊議員17票、吉岡静夫議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、大滝 豊議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大滝 豊議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

大滝 豊議員からご挨拶をいただきます。

大滝 豊議員。〔11 番 大滝 豊君登壇〕

○副議長（大滝 豊君）

おはようございます。

まずもって、任期途中でお亡くなりになりました伊井澤一郎前副議長のご冥福をお祈り申し上げます。

今回、皆様のご推挙によりまして糸魚川市議会副議長の要職につかせていただくことになりました大滝 豊であります。この上もなく光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感している

次第であります。

樋口議長のもとで議会が公正に、しかも円滑に運営されますように、及ばずながら誠心誠意、努力したいと思っております。

議員皆様方のご支援をいただき、名誉ある席を汚さないように残任期間、一生懸命努力させていただき覚悟でございます。よろしくご指導くださいますようお願い申し上げ、副議長就任の挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（樋口英一君）

休憩中に、議会運営委員会の大滝副委員長から倉又委員長に対し、副委員長辞任願が提出されました。

ここで議会運営委員会を開催のため、暫時休憩いたします。

〈午前10時31分 休憩〉

〈午前10時38分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開かれ、大滝副委員長の辞任が許可され、新たに古川議員が副委員長に選出されましたので、ご報告いたします。

日程第5．行政報告

○議長（樋口英一君）

日程第5、行政報告について。市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。
米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

発言の機会を与えていただきましたので、行政報告をさせていただく前に、伊井澤一郎前副議長のご逝去を悼み、一言お悔やみを申し述べさせていただきます。

伊井澤前副議長におかれましては市議会議員として、そして副議長として、市政発展にご尽力を賜り、その誠実なお人柄は非常に多くの人たちに慕われておられました。そのまたご活躍も非常に顕著に受けとめさせていただいております。ご活躍をしのび、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは改めまして、平成26年第2回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げ

げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、専決処分承認をはじめ条例の改正、財産の取得、補正予算など16件の議案のご審議をお願いいたしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、この機会に9点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、職員の不祥事についておわびするとともに報告申し上げます。

去る5月22日、公然わいせつの容疑で逮捕された本市職員は、6月5日、富山地方検察庁から起訴されました。市民の皆様への信頼を裏切る不祥事であり、心からおわびを申し上げます。

当該職員に対しては、起訴されたことにより休職処分といたしましたが、起訴の内容及び公判の状況を確認した上で、さらに厳正に対処することとしております。

また、全職員に対して、これまで以上に規律の確保を図り、信頼回復に努めることを強く指導いたしました。今後、市民の信頼回復に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。まことに申しわけございませんでした。

2点目に、株式会社東食品の事業停止について、ご報告申し上げます。

株式会社東食品は、市が整備した企業団地への新工場建設を断念した、株式会社クリエイトワンフーズの親会社であり、本社を東京都江東区に置く魚介類加工卸売業として、能生地域桂地内の工場で操業を行っておりましたが、資金繰りの悪化により事業停止となったものであります。

東京商工リサーチの情報によりますと、負債総額は約20億円が見込まれ、従業員は5月30日付で全員が解雇されたとのこととあります。

市といたしましては、糸魚川公共職業安定所と連携をし、解雇された従業員の方々への対応に努めるとともに、今後とも動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

3点目に、糸魚川小学校及びひすいの里総合学校の竣工式について、ご報告申し上げます。

去る6月7日に糸魚川小学校において、糸魚川小学校及びひすいの里総合学校の竣工式を挙行いたしました。

両校は、相互の交流が図れる配置となるなど、小学校教育及び特別支援教育の中心的な役割を担う学校として、環境に配慮し、子供たちが快適に学べるよう整備を進めてまいりました。これまでの関係各位の絶大なるご理解とご協力、そしてご支援に対して改めて感謝を申し上げ、報告いたします。

4点目に、糸魚川駅前通りアーケード等整備事業について、ご報告申し上げます。

糸魚川駅前銀座商店街振興組合では、4月に経済産業省の事業採択を受け、本日、工事契約を締結することになっております。

工期は、平成27年1月31日までとなっておりますが、県による県道の整備事業と工程調整を行い、新幹線開業までに駅前アーケード、歩道及び車道の整備が完了する予定であります。

5点目に、北陸新幹線列車走行試験について、ご報告申し上げます。

今年度の列車走行試験が8月1日から始まる予定であり、8月5日には、W7系の新型車両が糸魚川駅に来ますので、それに合わせて歓迎見学会を実施する予定であります。

6点目に、体験教育旅行誘致促進事業について、ご報告申し上げます。

今年度から行っているこの事業は、これから夏場に向けて臨海学校をはじめとする9団体が予定されており、冬場のスキー合宿を合わせると、延べ5,000人を超える利用を見込んでおります。

新たに大学関係の利用では、玉川大学硬式野球部約60人が8月5日から9日間、美山球場で練習し、シーサイドバレースキー場ホワイトクリフで合宿を行います。

また、立教大学のチアリーディング、吹奏楽、応援団の約120人は8月11日から11日間、上早川小学校、早川交流促進センターで練習し、焼山温泉で合宿を行います。

いずれも練習は公開されますので、市民にPRするとともに、交流促進につなげてまいります。

7点目に、糸魚川応援隊募集について、ご報告申し上げます。

糸魚川応援隊は、糸魚川に愛着と興味をお持ちで、市外にお住まいの方たちから応援隊として登録していただき、糸魚川の魅力の発信と糸魚川を訪れていただくことを目的といたしています。

昨年立ち上げたチーム糸魚川の活動として取り組んでおり、北陸新幹線開業に向けて、糸魚川の魅力、情報を応援隊の皆様からさらに発信していただくことで、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えています。

5月12日から募集を開始し、6月6日現在の隊員数は92人であり、引き続き隊員の増加に向け取り組んでまいりますので、議員各位からもご協力をよろしくお願い申し上げます。

8点目に、市単独景気対策について、ご報告申し上げます。

糸魚川市合併10周年記念プレミアム商品券は、市がプレミアム分10%を補助し、糸魚川経済団体連絡協議会が総額2億2,000万円分を発行いたしましたものであります。4月27日から30日までの販売で、6月3日現在では、約43%に当たる9,440万円ほどが換金されております。

業種別の利用状況は、建設業、工事業が約32%、日用雑貨、食料品等の小売が約25%、装飾品、家電等の小売が約21%などとなっております。

住まいる環境リフォーム補助金第6弾は、5月19日より募集を行い、6月6日で締め切らせていただきました。申請件数は555件であり、申請総額5,268万5,000円となっております。

このうち、過去に交付決定を受けた方を除く432件、4,109万1,000円について、今回、交付決定する予定であり、対象工事費は約4億8,000万円であります。

消費税引き上げによる消費の落ち込みを防ぐ目的で実施いたしました、これらの事業が市内での購買やリフォームのきっかけとなり、地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

最後に、今年度公共事業関係予算の当初内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました「行政報告参考資料」をごらんください。

まず、平成26年度予算の市営事業については28件で、概算10億7,000万円の内示がありました。県営事業につきましては29件で、概算34億4,000万円、国の直轄事業は8件で、概算53億6,000万円、その他、土地改良区は1件で、約4,000万円となっております。

なお、2枚目の平成25年度国の経済対策に係る内示につきましても、繰り越しにより実質26年度実施事業となりますことから、あわせてごらんください。

平成26年度予算との合計では、概算で132億4,000万円となっております。

なお、詳細につきましては資料のとおりであります。補助事業の採択状況により、事業費が変更となる場合もありますのでご了承願います。

以上、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（樋口英一君）

これで行政報告は終わりました。

ここで11時5分まで、暫時休憩いたします。

〈午前10時51分 休憩〉

〈午前11時05分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．所管事項調査について

○議長（樋口英一君）

日程第6、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、それぞれ常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

所管事項調査報告を行います。

総務文教常任委員会では、去る5月26日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容と経過についてご報告いたします。

調査項目につきましては、権現荘リニューアル事業について、能生体育館整備事業の概要について、及び市民会館リニューアルについてであります。

初めに、権現荘リニューアル事業についてご報告いたします。

当初、基本設計の図面をもとに所管事項調査を行う予定でありましたが、設計者と行政側との協議が長引いたため、基本設計が提示されない中での委員会開催となりました。

設計者側との協議のポイントとなった点については、当委員会で説明してきた改修内容与设计内容と整合性がとれているかどうか、改修内容が利用客の満足度向上につながるかどうか、お客様の動線と従業員の作業動線が改善されるかどうか、宿泊施設と日帰入浴施設のエリアが分けられているか、工事スケジュール及び工事手順について、改修工事が当初計画の予算範囲内でおさまるかの

以上、6点であります。

したがいまして、基本設計を基にしての所管事項調査を行わず、現在までの経過と今後のスケジュールについて調査を行っておりますのでご報告いたします。

委員より、全体のスケジュールからいって、きょうの委員会に必要資料を提出しなければ、予定どおり事業が進まない。行政の落ち度と言わざるを得ない。気を引き締めてしっかりとやってほしいとの厳しい意見が出ております。

また、完成品でないとしても現段階での設計をもとに委員会としての意見を聞き、生かすことにより、さらによいものになると考えるがとの質疑に対して、本日、委員会にお示しできるものと考え日程調整をしたが、現在、設計業者と調整中であり、6月定例会において、実施設計の部分も手をかけながら進めたい。また、基本設計に対する委員会意見も踏まえた上で、最終調整を図りたいとの答弁であります。

また、工事期間中の営業についてはどのようにするのか、工事の手順により休館日も考えられるがどうかとの質疑に対しては、工事箇所により休館日も必要になる。現在のところ工事手順、工事箇所の期間について調整中であり、休館日等の日程については、現段階では具体的には言えない状況であるとの答弁であります。

また、指定管理者制度移行については2年後と言わず、設計、工事に入った段階から募集をかけていくべきである。改修内容も大切であるが、早期に指定管理者制度へ移行するということが、委員会として今回の改修工事に了解をしたわけである。しかし、このままでいくと、当初計画から1年以上もおくれることになるだけに、早期に具体的なものを委員会に示していただきたいとの意見に対し、副市長より、設計図が間に合わなかったことについては大変申しわけないと思う。

また、指定管理者への移行については、実施設計ができた段階で募集作業を行いたいと考えている。まずは今までの委員会での意見を参考にしながら、慎重に検討しているということだけは、ご理解願いたいとの答弁であります。

以上で、権現荘リニューアル事業についての報告を終わります。

次に、能生体育館施設整備事業についてご報告いたします。

初めに行政側から、施設概要と当初計画より資材及び労務単価の高騰、並びに消費税率の改定、また、委員会より要望のあった冷暖房完備の施設に変更したためなどにより、工事金額が約1億2,000万円増となったことについて説明を受けた後、質疑に入っております。

委員より、冷暖房完備にいただいたことに感謝する。各市町村の体育施設と比較した場合、糸魚川市の体育施設状況はかなり見劣りがする。ぜひ体育施設全般について検証し、改善してほしいとの意見が出ております。

また、文化機能としての音響面についてはどうかとの質疑に対しては、講演会等における音響については十分可能であるが、文化、芸能面から見た場合、そこまでの音響設備については予定していないとの答弁であります。

以上で、能生体育館施設整備事業の概要について報告を終わります。

次に、市民会館のリニューアルについてご報告いたします。

初めに担当課より、施設整備の変更点について説明がありました。

まず、ホール内の反響板と壁天井に同一のグラデーションをかけた点。また、1階のエントラン

スホール及び2階部分において鉄骨の色と壁の色を白に統一した点、さらにはステージ天井部分については、当初、つり天井で整備する予定であったが、建築基準法の改定等に伴い取り付け型に変更したため、工期がおくれることが予想される。また、かねてより検討事項になっていた喫煙所については、出演者側にも1カ所設置し、計2カ所設置することにしたいとの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、喫煙所については2階、3階部分においても、何らかの工夫ができないのか配慮願いたい。また、耐震補強のため、つり天井から取り付けの天井に変更になることにより追加補正はないのか。今後、市民会館を利用したさまざまなイベントが予想されるが、スケジュール調整についてはどうなっているかとの質疑に対して、天井の取り付け方法変更における補正はないが、消費税率の改定や、資材高騰等に伴うものについては、今後、補正対応も必要になる。

なお、3月1日開館予定については変更とならないよう、現場とも調整を図りながら対応しているところであるとの答弁であります。

また、今後の管理運営体制については、どのように考えているのかとの質疑に対しては、9月ごろまでには方針を決定したいと考えている。仮に指定管理者制度を採用するにしても制度の手続上の問題や、クリアしなければならないさまざまな課題があるだけに、指定管理者制度導入の効果、直営管理した場合との比較、業務仕様書の作成、経営計画書などについて、関係機関、理事者との協議を重ねる必要があると思う。その上で、委員会のご意見をいただきたいと考えているとの答弁であります。

その他の質疑につきましては、議事録のとおりであります。

以上で、総務文教常任委員会、所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

おはようございます。

去る5月26日、建設産業常任委員会を開催し、調査を行っておりますのでご報告いたします。
今回の調査項目は、農林水産業の振興と整備についてで、県営林道放山線の進捗状況について、
現地視察を含めた調査を行っております。

林道放山線については開設後、なかなか延長が伸びないことから、平成21年度の新潟県の再評価委員会において、費用対効果で非常に厳しい意見があったところであり、今年度は再度、再評価委員会にかかる予定となっております。

市では、ことし3月に、林道放山線利用促進計画報告書も作成し、全線開通に向けた取り組みが進められているところであります。

当日は、上早川地区の糸魚川工区に入り、昨年整備されて、焼山などの山々や上早川地域が一望できる、とや展望台も視察してまいりました。

委員からは、利用促進計画の内容を評価し、事業も着実に進んでいることから、このままの事業継続と早期の全線開通を望む意見がほとんどでありました。

平成31年度までの事業計画期間であります。全線開通しなくても取り組めることを進めてほしいという意見には、能生地域における天然林改良や、森林の総合利用としての展望台整備による誘客に既に取り組んでいるところであるとの答弁がなされております。

利用促進計画の中には子供やシニア向けの森林体験もあり、評価できるものであります。林業に興味のある高校生や大学生の新卒者向けや、青年層向けの林業体験事業を検討するよう要望いたしました。

また、林道整備で伐採された雑木の利活用策として、かつて行われていた炭焼きのデモ事業としての復活やクラフト作家への雑木提供のほか、魚沼市でのNPOの取り組みなどの例も挙げて、林道の総合活用という点での交流人口、定住人口の拡大のための提案や意見も出されました。

そのほかにも若干の質疑、意見がありましたが、割愛をいたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、閉会中の5月2日に所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

調査項目は、1. 一般廃棄物最終処分場について、2. 糸魚川保健センターの耐震改修工事について、3. 区域外一般廃棄物の搬入事業計画（案）の概要についてであります。

当日の日程は、午前9時30分より、一般廃棄物最終処分場と糸魚川保健センターの現地視察を行い、午後から机上調査を行っております。

まず、午後の机上では、一般廃棄物最終処分場について、委員から、敷地内で影響を受けた水が、下の耕作地のほうへ入っていないということを明らかにしていく必要があります、その辺の計画を市民の皆さんに、わかりやすい形で周知していく必要があると思うがとの質問に対し、基本的には適正化工事の計画前と、実施時、工事終了後の維持管理といった面について、大野地域の人たちに現地説明を重点的に行っていこうと思っている。

また、水田の耕作に、ここの水が一部流入していくというところがあることから、この廃棄物層を通る水については、きちんと水処理施設を通し、なおかつ、その水質についても検査をして公表していくことで、安心感を持ってもらいたいと思っているとの答弁がありました。

他の委員からは、再生事業の関係で大野の方とは、現時点で一定の方向性が見えたということで理解してよいかという質問に対し、再生事業については、まだ全員が納得したというような状況ではない。そういった中で、跡地利用を含め、このあり方がどうあるべきなのかということも詳しく説明しながら、できるだけ意思疎通をしていきたいとの答弁がなされました。

また、委員からは、再生という問題が非常に大きな問題であるので、慎重にやるようにとの要望がありました。

次に、糸魚川保健センターの耐震改修工事について、委員からは、1階の窓部分に耐震壁をつくるということだが、窓がなくなると部屋の解放感や明るさが半分になる。耐震改修工法として用いられている鉄骨のブレース等による耐震補強にすることにより、窓をそのまま利用できると思う。

また、エレベーターについて、現在の建物の構造上の理由から、一番奥にエレベーターをつけたということであるが、それより手前の部分にエレベーターを設置することは、工法的には可能ではないか。また、費用に関しても、著しい工事費のアップということは考えられないことから、エレベーターの位置の見直しはどうかとの質問に対し、まず、耐震壁については、窓をRCの鉄筋コンクリートの壁にすることにより、効率よく、短期間に耐震化ができるといったことから、今回の工法を設定させていただいた。

一方、ブレース工事は、柱やはりを露出させてから、ブレースを固定するという工事も入ってくることから、費用のほうもかかり、工期も少し余分にかかる。

また、エレベーターの位置については、現地調査で何人かの委員からも意見をいただいている。構造上の理由で位置を選んだということと、2階の受付業務など、保健師などの事務従事者の意向の中で出てきたものであるが、ご意見をいただいたように、手前に設置できるか検討させていただきたいとの答弁がありました。

委員からは、福祉や医療に関係した施設を考えるとときには、新潟県福祉のまちづくり条例とあわせて、今、どういう施設が求められているかということをしかりと理解した上で基本計画をつくって、実施設計にもっていくという手順を踏んでもらいたいとの要望がありました。

次に、区域外一般廃棄物の搬入事業計画（案）の概要については、上越市と粟島浦村のごみ処理施設から排出される主灰、飛灰などについて、上越市はエコパークいずもぎき、粟島浦村は村上市の最終処分場から受け入れの抑制依頼があり、受け入れ先などが決まるまで間、明星セメントで処理をする計画があるということで、委員会の冒頭、休憩中に、明星セメントから計画の概要について説明を受け、その後、行政側と質疑を行い、委員からは、平成26年度以降の受け入れ抑制の依頼があったということで、当市もエコパークいずもぎきにお願いしているものがあるが、当市には受け入れ抑制の依頼はないのかとの質問に対し、当市にも、エコパークいずもぎきから抑制の依頼があり、一部、し尿処理から出る残渣については、明星セメントのセメント原料化や、その他一部、県外の民間処分場で処理ということで検討を行い、ことしから、そのように行っているとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑はありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第7．行政改革について

○議長（樋口英一君）

日程第7、行政改革についてを議題といたします。

行政改革特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

伊藤文博行政改革特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊藤委員長。〔9番 伊藤文博君登壇〕

○ 9 番（伊藤文博君）

行政改革特別委員会では5月12日に付議事件調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

糸魚川市行政改革大綱、実施計画については、行政改革大綱について、昨年の市長選挙時の市長公約について総合計画や行政改革大綱に改訂版として盛り込むべきという委員会の意見を取り入れて一部改訂した行政改革大綱についてと、毎年ローリングの3年間の実施計画について調査を行いました。

大綱、実施計画ともに案の段階で調査を行っていて、確定したものを全議員に配付済みですが、改めて説明を受けて、質疑を行ったものであります。

さまざまな計画策定、実施検証などの場面で市民の声を聞くとして市民委員会を組織しているが、行政が立てた計画の追認機関に終始しているのではないか。白紙状態で活発な意見を聞くような委員会運営が必要なのではないかという質疑に対し、民間の各種団体からの選出委員、あるいは公募委員等で行政改革推進委員会などを設置しているが、ほとんど同様なスタイルでやっている。

行政とすれば、できるだけ市民の声を聞きたいということで行っているわけだが、行政主導になっているのではないかという意見もある。そのようなことを踏まえて各種委員会をつくって、すぐに市の原案を提案するのではなくて、白紙の段階で意見を聞くということも1つの方法であると考えているので、少しずつ改善をしたいと答弁がありました。

大綱の改正点については、改めて今回報告することはありません。

企画主幹の配置については、企画主幹の配置目的についてと、各部長の重点推進業務の内容について説明があった後、各部に部長直属の職員として企画主幹を配置し、部内における新たな重要課題に対する企画及び調整を行うという目的。また、その各部の重点推進業務については理解できた。しかし、企画主幹は部長補佐ではなくて課長補佐になっているが、どのような役割を果たすのか。また、その立場で機能するのかという質疑に対し、課長補佐と部長直属の企画主幹を兼務していて、通常、課長補佐が兼務する係長兼務は行っていない。企画にかかわることでは課長以上の立場ともなる。

取り組んだばかりで、計画、試行的な段階であり、部長が出る市政運営会議にもオブザーバー参加をして、市の重点事業について一緒に協議をしながらやっている。もう少し時間がたてば、より機能が高まると思う。決裁は部長、課長で、企画は企画主幹ということであると答弁があり、各課に企画担当者はいるのか、各課と企画主幹の連携調整はどのように行われるかなど、部としての調整はどのように行われるのかという質疑に対し、各課に企画担当は置いていない。課長がその任に当たり、課ごとの役割分担の中で企画調整が必要な場合には部長が行うが、その部長の業務を補佐するために企画主幹を置いた。具体的には、企画主幹が課を越えて連携が必要なものについての調整とか、打ち合わせの機会をつくることになる。課長が集まるような機会を設定するというようなことは、企画主幹が部長と連携をとって進めていくと答弁がありました。

企画主幹がそれだけ重要な役割でありながら、議会の委員会に出席していないのはなぜか。常に出席して、審査内容を企画に生かしていくべきである。本当にその役割を自覚しているのか疑問であるという強い意見が出されています。

指定管理者制度業務評価の実施については、指定管理者を評価した上で、業績の悪いものにペ

ナルティーを科すことも必要である。その場合、契約条項に盛り込むべきであるがどうか。また、収益性がある施設で指定管理者が収益を上げることが地域性からいって非常に困難である。評価した上で、指定管理者制度の適用が適正かどうかとも判断するべきと考えるがいかがかという質疑に対し、評価内容によって、指定管理者にやめてもらうくらいの協定もできるのではと考えている。また、評価委員会で評価結果をまとめるときに、その施設が指定管理者制度に望ましいかどうかを判断していきたいと答弁されております。

付議事件調査は以上で終了し、その後、行政出席のもとで委員会の自由討議を行っております。

自由討議の目的ですが、前回の委員長報告でもお伝えしたとおり、これまでは糸魚川市の行政改革大綱や実施計画に沿った審査を行ってききましたが、この後は、委員会での市外調査や各会派の政務活動、日常の議員活動での情報収集、体験内容と照らし合わせて、糸魚川市の取り組みの不足などに踏み込んだ、当特別委員会の提案型の進め方を行いたいために行ったものであります。

事前に委員から、今後、糸魚川市が取り組むべき行政改革の内容について意見を提出してもらい、自由討議の課題としたものであります。

各委員から事前に提出された課題は大きく分けると、職員の意識改革、能力開発6件、業務改善4件、民間委託等の推進5件、組織、マネジメントの見直し2件、資産、債務改善1件、その他6件であります。

各委員より、大変多くの意見、事例が事前に提出され、それぞれについて提出委員からの説明の後、意見交換を行いました。

再度説明しますと、市の行政改革大綱、実施計画についての審査が一巡した後のこれからは、行政改革推進を図る特別委員会として最も重要な段階であると考え、自由討議という機会を持ったわけではありますが、初めてのことであり、かみ合わない場面もありましたが、活発な意見交換が行われました。行政側も自由討議に立合い、一部始終を聞いておりますので、委員会側の趣旨も伝わったものと考えています。

今後、正副委員長で委員会調査の内容、日程調整を行うことを確認して、自由討議を終了しております。

以上で、行政改革特別委員会の付議事件調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第 8. 議案第 69 号から同第 74 号まで

○議長（樋口英一君）

日程第 8、議案第 69 号から同第 74 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 69 号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、耐震基準適合家屋の固定資産税減額措置などであります。

議案第 70 号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、期間満了となった固定資産税等の特例について、条文の整備を行ったものであります。

議案第 71 号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、課税限度額の引き上げと、軽減措置の拡充であります。

議案第 72 号は、平成 25 年度一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 2,723 万 9,000 円を追加し、総額を 325 億 9,523 万 2,000 円といたしております。これは事業費が確定したことに伴う整理補正が主な内容であります。

なお、繰越明許費の補正は第 2 表、地方債の補正は第 3 表のとおりであります。

議案第 73 号は、平成 25 年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告でありまして、内容は、繰越明許費の補正であります。

議案第 74 号は、平成 25 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ 461 万 8,000 円を追加し、総額を 10 億 5,170 万 1,000 円といたしております。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。ご承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

岩崎市民課長。〔市民課長 岩崎良之君登壇〕

○市民課長（岩崎良之君）

議案第 69 号、市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明をさせていただきます

す。

今回の改正は、平成26年度税制改正を実施する他の地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月20日に成立し、3月31日に公布されましたことに伴いまして、当市の平成26年度市税の賦課に反映させるため、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正点であります。議案書3ページの12行目、ページの中央付近ですが、附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例適用期限が平成27年度までとなっていました。これを3年間延長し、平成30年度までとするものであります。

附則第10条の2の第8項の追加は、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置が創設されましたことから、その適用の際の申告について定めたものでございます。

4ページをお願いいたします。

2行目からの附則第10条の3の改正は、平成24年度の税制改正において導入されました地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例によって、固定資産税の課税標準の特例5件の軽減率を、法律で定めます上限・下限の範囲内で決定するものでございます。

第1項では、水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場等の汚水または廃液の処理施設等について。第2項では、大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から、排出または飛散する指定物質の抑制に資する施設等について。第3項では、土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出、または飛散の抑制に資する施設等について。第7項では、水防法に規定する地下街等における洪水時の避難の確保及び浸水の防止を図る設備について。第8項では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する機器につきまして、それぞれ課税標準に乗じる特例割合を定めたものであり、法律で示した標準的な特例割合を用いております。

13行目、ページ中央付近ですが、附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例として、税率3%が2,000万円までは1.4%となっているものでございます。その適用期限が平成26年度までとなっていることから、これも3年間延長し、平成29年度までとするものでございます。

第20条の改正は、移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止等に伴うものでございます。

なお、改正附則でございますが、第1条で施行期日を平成26年4月1日とし、第2条では市民税、第3条では固定資産税の経過措置を規定しております。

続きまして、議案第70号、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明をさせていただきます。

これにつきましても地方税法の一部改正が本年3月31日に公布されましたことに伴い、当市の平成26年度の都市計画税の賦課に反映されるため、同日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正点であります。地方税法の附則第15条の固定資産税等の賦課標準の特例に関する規定の特例期間が満了となりました第20項、27項の港湾施設の削除などによりまして、項ずれ等が生じたことから、その修正を行うものでございます。

なお、改正附則では、施行期日を平成26年4月1日とし、経過措置を規定させていただいております。

次に、議案第71号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明を

させていただきます。

これにつきましても地方税法等の一部改正が、本年3月31日に公布されましたことに伴い、当市の平成26年度の国民健康保険税の賦課に反映させるため、同日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正点であります。課税限度額を4万円引き上げますとともに、軽減措置規定について整備させていただいたものでございまして、あわせて条番号の整理を行っております。条番号の整理につきましては、これまで第17条が最後の条文でしたが、これを31条とする中で、途中の第6条の2や第6条の3などを第7条、第8条などに改めるなどして、条や項の番号など繰り下げや、条文の整備を行っております。

内容の具体的な改正といたしましては、第3条及び第1条で、後期高齢者支援金及び介護納付金分の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げ、限度額を77万円から81万円に引き上げております。

また、軽減措置規定につきましても第11条で規定しており、5割軽減及び2割軽減の対象となります。世帯所得の上限が引き上げられまして、適用範囲を拡大するものでございます。

なお、5ページの改正附則では、今回の改正で条番号を整理したことに伴いまして影響する関係条例の一部改正を、改正附則第3条及び第4条で行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

議案第72号、平成25年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分の内容について、説明をさせていただきます。

今回の補正は例年のとおり、3月31日付で整理補正を行ったものであり、第1条では、歳入歳出それぞれ1億2,723万9,000円追加し、歳入歳出それぞれ325億9,523万2,000円といたしたものであります。

今回の補正の主なものは、基金積立金の追加と、事業費の確定に伴う財源変更であります。

それでは、歳入歳出とも事項別明細書で説明をいたします。

予算書の16、17ページをお願いいたします。

歳出の主なものを説明いたします。

2款、総務費、1項3目、財産管理費の26、基金積立金では、減債基金積立金で5,535万円、まちづくり基金積立金で7,000万円の追加、4款、衛生費、3項2目、塵芥処理費の33、一般廃棄物最終処分場適正化事業では、工事の一部が次年度へ繰り越したことから地域の元気臨時交付金が充当できず、環境施設整備基金を充当することに伴う財源変更であります。

次に、歳入の主なものを説明いたします。

予算書の12、13ページをお願いいたします。

10款、地方交付税は、普通交付税2,374万5,000円の追加、ページをおめぐりいただいて、14、15ページであります。

18款、繰入金では、環境施設整備基金ほか基金繰入金で1億2,455万円の追加であります。

次に、6ページをお願いいたします。

第2条関係の繰越明許費の補正は、第2表のとおりであり、繰越明許費の追加につきましては、障害者自立支援諸費ほか6事業、繰越明許費の変更につきましては、小学校営繕事業の1事業であり、金額につきましては記載のとおりであります。

次に、7ページをお願いいたします。

第3条関係の地方債の補正は、第3表のとおりであり、地方債の変更につきましては、老人福祉事業ほか1事業で、限度額430万円の追加であります。

以上で、平成25年度一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

それでは議案第73号、平成25年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分の内容について、ご説明をいたします。

内容につきましては、繰越明許費の補正であります。

予算書の4ページをお願いいたします。

診療所整備事業の建築工事の一部が、平成26年度へ繰り越しとなりましたことから、繰越明許費として4,253万2,000円を補正いたしたいものであります。

なお、平成26年5月末現在の工事出来高は計画どおりの進捗状況であり、本繰越明許に伴う工期への影響はございません。

続いて、議案第74号、平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の内容について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ461万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ10億5,170万1,000円といたしたいものであります。

内容は、後期高齢者医療保険料の確定に伴います精算でございます。

予算書の12、13ページをお願いいたします。

歳出におきましては、2款1項1目、1の後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、納付金といたしまして461万8,000円の追加でございます。

次に、お戻りいただきまして、予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入におきましては、1款1項1目、特別徴収保険料の1、現年度特別徴収分といたしまして321万8,000円を、2目、普通徴収保険料の1、現年度普通徴収分といたしまして140万円を追加したいものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。

○17番（倉又 稔君）

補正予算の第8号ですかね、これで青海地域の振興基金5,535万円ですか、これ全額を減債の積立金にしたわけでしょうかね。この内容を少し教えてもらいたいです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

倉又議員の今のご質問は一般会計補正予算（第8号）の中の、歳出で言いますと2款1項3目の財産管理費の中の減債基金積立金についての内容のご質問だと思います。

この減債基金積立金の中身につきましては倉又議員の言われるとおり、青海地域におけます公民館支館の整備に係る合併特例債の充当事業でありますけども、その30%相当額を減債基金に積み立てるということで、これまで実施をしてきているものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員。

○17番（倉又 稔君）

これですね、我々はだけど内容を、それ聞いてないですね。これ公民館支館といえども市の財産でしょう。何で振興基金を使わなくちゃならないんです、振興基金として積み立てなくちゃならないんですか、減債基金として振興基金を。この辺の内容を、詳細に説明してもらいたいと言っとるんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

青海の公民館支館の整備につきましては、青海振興基金を充当するというで議会の議決をいただき、実施をしてきたところであります。そのうちの財源の一部といたしまして、合併特例債を充当いたして整備をいたしております。合併特例債の返済部分につきましても、元利償還に係る部分をあらかじめ減債基金に積んで、後年度の返済に充てるということで、青海振興基金を公民館支館の整備に充てるという中で、ご了解を得て進めてきたところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員。

○17番（倉又 稔君）

確かに議会で議決を経てきたと言え、それまでかもしれませんが、やはり青海の振興基金というのは、青海地域の振興のために役立っているんですよ。それを本来、いつも言いますけども、これは一般財源でやる仕事でしょう。何で基金があるからというて、ここから出すんですか。この辺

をこれから整理していかないと青海地域の振興基金、まだまだこれからもう少し期間が延長されたとして、使い道はまだ幾らでもあるんですよ。この間みたいに須沢の遊具みたいなのに使ったり、結局、あれだって一般財源でやる仕事でしょう。基金をもう少し大事に使ってもらわんと困るんですよ。そこだけ聞いて質問を終わりますけどね、もう1回答えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

青海の振興基金につきましては、その設置目的に沿って使っていくということが基本でございます。青海地域審議会の皆さんからご審議をいただきながら、その意見を基本といたしまして予算に計上し、今後も有効に活用してまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員。

○17番（倉又 稔君）

青海の地域審議会、それで使い道を決めて、それでここへ提出されてくるというのは承知してま
す。地域審議会の連中は、これははっきり言って内容がわからんですよ。これは地域振興に使うもの
のか、はっきり言ってあの遊具や何か、これは地域振興基金で本来はやるもんじゃないですって、
あなた方はそれ説明しましたか、地域審議会で。わかりもせんもんを挙げてきて、ああ、地域審議
会でもう決定しましたから予算化します、こんなばかな話ないでしょうがな。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

ただいまご質問のありました、平成26年度予算に計上いたしました須沢地区での遊具の整備に
つきましても青海地域審議会の中では、一般財源でやる仕事としてもできるのではないかというよ
うな、審議の過程において、そのようなご意見もございました。

結果といたしましては、既に名引地区に整備をしている公園の遊具がございます。今後、2つ目
の整備をするということについては地域バランス等から、かなり整備の状況が後になることも予想
されると。そういう中で、より早く実施をしてほしいというのが青海地域審議会におけます意見で
ありまして、平成26年度の当初予算に計上し、整備を進めていきたいということで話を整理をさ
せていただいたところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員。

○17番（倉又 稔君）

今後、今回の26年度の予算に上がってきたような遊具だとかこういうもの、地域審議会で上がってきても、今度はこういう使い方するなら私は徹底的に反対していきますから、その分だけ承知しといてください。

以上です。

○議長（樋口英一君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第70号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第71号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第72号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第73号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第74号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

昼食時限のために13時まで暫時休憩します。

〈午後0時01分 休憩〉

+

〈午後1時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第9．議案第75号及び同第76号

○議長（樋口英一君）

日程第9、議案第75号及び同第76号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第75号は、火災予防条例の一部改正についてでありまして、消防法施行令の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第76号は、財産の取得についてでありまして、救助工作車の老朽化に伴い、消防活動の迅速化を図るため車両の更新をいたしたいものであります。

取得予定価格は9,936万円で、契約の相手方は、株式会社マルトミ糸魚川営業所であります。以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第77号から同第79号まで

○議長（樋口英一君）

日程第10、議案第77号から同第79号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第77号は、駐車場条例の一部改正についてでありまして、糸魚川駅アルプス口に整備した自転車駐車を供用開始し、あわせて既存の自転車駐車場の名称を変更したため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第78号及び議案第79号は、市道の廃止及び認定についてでありまして、上刈地内にあります赤坂道2号線の起点の変更に伴う廃止と認定について、それぞれ議会の議決をお願いしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第80号、同第81号、同第83号及び同第84号

○議長（樋口英一君）

日程第11、議案第80号、同第81号、同第83号及び同第84号を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第80号は、医療技術者修学資金貸与条例の一部改正についてでありまして、返還義務が生じた場合の要件を緩和することにより利用しやすい制度といたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第81号は、変更契約の締結についてでありまして、平成25年9月18日に議決のありました能生国民健康保険診療所建築工事について、契約金額を2億3,984万1,480円に変更するものであり、変更の理由は、国や県に準じたインフレスライド条項の適用に伴い、労務単価等が上がったため、契約金額を増額いたしたいものであります。

議案第83号は、平成26年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、総額を6億3,460万円といたしております。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

議案第84号は、平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、総額を58億1,855万6,000円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第82号

○議長（樋口英一君）

日程第12、議案第82号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第82号は、平成26年度一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億499万2,000円を追加し、総額を304億4,485万2,000円といたしております。

歳出の主なものは、7款、商工費では、観光誘客支援事業として、新たに宿泊施設誘客環境整備リフォーム事業補助金の追加であります。

8款、土木費では、交付金の内示に伴う道路新設改良事業の減額と、北陸新幹線沿線道路整備事業の追加、10款、教育費では、糸魚川市民会館リニューアル事業及び能生体育館整備事業の追加であります。

次に、歳入の主なものは、14款、国庫支出金では、道路橋りょう費補助金の減額、19款、繰越金では、前年度繰越金の追加、20款、諸収入では、土木費雑入の追加、21款、市債では、合併特例債の追加であります。

なお、債務負担行為の補正は第2表、地方債の補正は第3表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承をお願いします。

日程第13. 発議第1号

○議長（樋口英一君）

日程第13、発議第1号、上信越高原国立公園の分離における名称選定で、妙高、戸隠に雨飾を含めることを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

発議第1号、上信越高原国立公園の分離における名称選定で、妙高、戸隠に雨飾を含めることを求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

既にご承知のように、群馬、新潟、長野の3県にまたがる上信越高原国立公園が、このたび2つの国立公園に分離することが決まり、西側の妙高、戸隠地域を新たな国立公園とする見通しであります。この国立公園内には、妙高山とともに日本百名山の1つであり、糸魚川市と長野県小谷村にまたがる雨飾山も含まれています。

雨飾山は多くの登山者の人気を集めており、周辺部は糸魚川世界ジオパークの1つ、雨飾山ジオサイトとして位置づけられ、風光明媚なところでもあります。また西側には、糸魚川―静岡構造線が走り、断層に沿って歴史的にも名高い塩の道も通り、古くから人々に親しまれており、今後の観光産業の発展も期待されます。

平成27年春には北陸新幹線も開通し、糸魚川駅は雨飾山登山の最寄り駅として、また、JR大糸線を利用し、長野県白馬村から小谷村を經由して、今まで以上の登山者増が期待でき、中部山岳国立公園とともに、この地域の活性化が期待できると確信いたします。

よって、国においては新たな国立公園の名称選定においては、両県にまたがる日本百名山の1つ、雨飾山も公園区域内に含まれることがはっきりとわかるような名称にするべきと考えます。

したがいまして、新名称につきましては、妙高、戸隠、雨飾山国立公園に選定されますよう、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、新潟県知事、内閣総理大臣、総務大臣、環境大臣に意見書を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

ご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号、上信越高原国立公園の分離における名称選定で、妙高、戸隠に雨飾を含め

+

ることを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第14．請願第2号から同第5号まで

○議長（樋口英一君）

日程第14、請願第2号から同第5号までを一括議題といたします。

本定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第2号及び同第3号は、総務文教常任委員会に、請願第5号は、建設産業常任委員会に、請願第4号は、市民厚生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

〈午後1時15分 散会〉

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+